医療法人樹光会大村病院

次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１.計画期間　2025 年　４　月　１　日～　2028 年　３　月　31　日までの　３　年間

２．内容

目標：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。 男性社員・・・取得率を５０％以上にすること 女性社員・・・取得率を８０％以上にすること

＜対策＞

- 2025 年 4 月～　各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 2026 年 4 月～　取得状況の取りまとめ等による取得促進のための取組の開始